

英国政府、パテントボックス税制の改正草案について意見募集を実施

2015年11月24日

JETRO テュッセルドルフ事務所

英国政府は、10月22日、特許権等の知的財産から生じた利益に対する法人税率の軽減を認める同国の「パテントボックス税制」に関する制度改正草案について意見募集を実施する旨をウェブサイトにて公表した。募集期間は英国時間12月4日の午後11時45分まで。本制度改正草案は、知的財産から得られた収益に関して与えられるパテントボックス税制上の特典について、現行制度の下で課されていない、当該知的財産の開発のために研究開発活動を実施していたことを求める要件を導入することを骨子としている。

英国における現行のパテントボックス税制は、2012年の予算・歳入法案の一部として制定されたものであり、同税制の下では、2013年4月1日以降に生じる英國企業の利益に対し、軽減法人税率が適用される。また、英國企業の系列会社で開発された知的財産に対する権利や、英國企業に設定された専用実施権に由来する利益についても、軽減法人税率の対象となる。このため、英国外で遂行された研究開発活動に関連する特許権等に由来する利益に基づいて法人税優遇を受けることが可能となっている。

英國政府の上記ウェブサイトに掲載された意見募集文書（Consultation Document）によると、この点については、収益を経済活動が行われていない低税率の場所に移転する多国籍企業の税務計画への対策について検討する、G20及び経済協力開発機構（OECD）の「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）」プロジェクトにおいて議論がなされていた。その結果、同プロジェクトで策定された行動計画の一環として、パテントボックス税制について新たに国際調和がなされることとなった。

上述の意見募集文書によると、OECDにおいて合意された知財優遇税制の要点は、企業が優遇税制の特典を得るために、企業が、当該税制によって特典を得ることのできる収益を生み出した「実質的な経済活動」を実際にに行っていなければならないというもの。そして、その実質的な経済活動の指標として、研究開発費用を使用することが合意されていた。

10月に公表された関連する最終報告書においては、一定の祖父条項を伴って、2016年7月1日から、合意された制度調和の内容に沿った新たな税制の施行を開始することが求められていると上記意見募集文書は解説している。そして、これに対応すべく、英國政府は、2016年の予算・歳入法案において現行のパテントボックス制度を改正する法律を提案する予定であり、この意見募集を通じて、当該法改正に関する意見を求めている。

— 英国政府の意見募集のウェブサイトは、以下参照 —

[Open consultation Patent Box: substantial activities](#)

— 意見募集文書（Consultation Document）は、以下参照 —

[Patent Box: substantial activities, Consultation document \(PDF\)](#)

— G20 及び OECD による関連する最終報告書（関連個所は第 4 章）は、以下参照 —

[Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 - 2015 Final Report](#)

— 英国の現行のパテントボックス税制及び欧州主要国における類似の制度の概要に関する調査結果を掲載している JETRO の欧州の知的財産に関する情報は、以下参照 —

[欧州のパテントボックス税制](#)

(以上)